

## 高等学校国語科における模擬裁判の指導

### 羅城門・羅生門模擬裁判

田山地 範幸（多治見西高等学校）

昨年度、国語科における法教育（法言語教育）の可能性として、宇治拾遺物語「頭の雪」を用いて模擬裁判授業を実施し、古典教材でも裁判の実施の可能性を示した（2018年第9回「法と教育学会」自由研究発表）。今年はその2弾として今昔物語「羅城門」と芥川龍之介「羅生門」による模擬裁判を実施した（龍谷大学犯罪学研究センターの講師札埜和男氏〈岡山理科大学准教授〉派遣事業による授業）。「羅生門」の模擬裁判は文部科学省「言語活動の充実に関する指導事例集・高等学校版」や栃木県や佐賀県教育センターの資料で散見できる。また2022年新学習指導要領では民主的な社会の担い手を育てる「公共」の科目において模擬裁判の実施が記載されている。今回、古典の作品を元に「人間を織りなす裁判」を設定し、論理を組み立て、尋問・質問をして裁判を進行していくことは教科「公共」にとどまらず、「国語科」にも通じ、新教科「言語文化」においても模擬裁判実施の新たな授業実践の可能性もある。

今回の発表は模擬裁判の指導過程をまとめ、その指導過程の問題点を挙げて、検証し、国語科からの模擬裁判の意義を探る。

まず、模擬裁判の指導過程をⅠ「模擬裁判指導過程」、Ⅱ「文学作品で指導する場合」、Ⅲ今回の「羅城門・羅生門の場合」の3つに分け、指導の項目を次のように列挙する。

- (1)模擬裁判を実施する場合、罪状設定をし、争点を明らかにした上で、論告、弁論をあらかじめ記述し、準備する（文章力、表現力）。
- (2)主人公の心理変化を重視して重要な会話の言葉を供述、証言させるように尋問、質問の項目を考える（客観的想像力）。
- (3)裁判中に尋問、質問して、供述、証言させた事項と論告、弁論の文章とを合わせる（論理思考力・判断力・表現力）。

この3つの過程は大切な指導であるが、国語科の場合、作品を読み解いた上での指導になるため、この3つの指導が時間的に困難になる。上記の(1)の罪状設定と争点、そして論告、弁論は模擬裁判の大前提になるが、その上で(2)の指導過程の途中で模擬裁判の本番になってしまい、作品上の重要な会話を供述、証言させるように尋問、質問することができず、終了し、(3)の論告、弁論を合わせる指導まで満足にできない。しかし、(3)まで満足できるものにならなくても、国語科の模擬裁判の実施の意義は「主人公の心理変化を重視して重要な会話の言葉を供述、証言させるように尋問、質問の項目を考える。そして実際にその重要な会話の言葉を供述、証言で聞き、作品の登場人物を感じる。さらに相手の不利益な証言、供述を言わせる」ことである。生徒が模擬裁判のために準備していたはずの証言、供述に反して不利益な証言、供述を言わせ、裁判を左右する。そして、作品上、重要な会話の言葉を供述、証言させ、全員で作品を感じ、自分の思いや考えを広げたり深めたりする意義があると今回の実践で改めて考えた。